

鈴鹿市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり，会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 24 日

鈴鹿市議会議長

大杉 吉包 様

提出者

議会運営委員会

委員長 宮木 健

提案理由

本会議及び委員会の欠席の届出並びに請願書の記載事項等の規定を整備するため。

鈴鹿市議会規則第 号

鈴鹿市議会会議規則の一部を改正する規則

鈴鹿市議会会議規則（昭和 4 5 年鈴鹿市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（欠席の届出） 第 2 条 議員は、<u>公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は，出産のため出席できないときは，<u>出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては，14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして</u>，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第 81 条 委員は，<u>公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できない	（欠席の届出） 第 2 条 議員は，<u>疾病，出産その他の事由により</u>出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は，出産のため出席できないときは，<u>日数を定めて</u>，あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 （欠席の届出） 第 81 条 委員は，<u>疾病，出産その他の事由により</u>出席できないときは，その理由を付け，当日の開議時刻までに委員

ときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u> （請願書の記載事項等） 第128条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>4・5</u> 略	長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u> （請願書の記載事項等） 第128条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u> <u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3・4</u> 略
---	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。